

3 県の単独施策の実施

～農地集積重点地区の指定～

(1) 農地集積重点地区の指定

平成24年度	
フリガナ 地区名	市町村名
1 ジョウナン スキホミヒガシ	熊本市
2 ジョウナン スキホミミン	熊本市
3 トヨカワランブ	宇城市
4 ハシノカワ	宇土市
5 オウダ	宇土市
6 カワボリ	荒尾市
7 コエイ	南関町
8 ウラタ	山鹿市
9 ヲウタ	山鹿市
10 キクキマツシマ	菊池市
11 モリカワ	大津町
12 リョウヘイセイブ	南阿蘇村
13 ニタゴ	甲佐町
14 ヒナグ	八代市
15 キタシンチニシク	八代市
16 オオノ	芦北町
17 タカンバル	相良村
18 アラタ ヒラカワ	錦町
19 ホンビヤウチ	天草市
20 ウチカワチ	上天草市

平成25年度	
フリガナ 地区名	市町村名
1 ジョウナンクマノシヨウ	熊本市
2 カマツ	宇城市
3 サンゴ	美里町
4 アラオ アリアケ	荒尾市
5 イ	和水町
6 ヒラオ キトウフ	山鹿市
7 イノマル	山鹿市
8 カキノセウ	山鹿市
9 カエ	山鹿市
10 ノノシマ	合志市
11 ハイワラ	南小国町
12 クサハナナブ	高森町
13 イタダ ソウカフ	甲佐町
14 イチノセ	山都町
15 ハイフ	八代市
16 ノツ	氷川町
17 クギノ フルサト オオカワ	水俣市
18 ヨネダ	芦北町
19 オオカキ	人吉市
20 ナガサカナナオ	相良村
21 カカウシモダ	天草市
22 キョウラク	上天草市

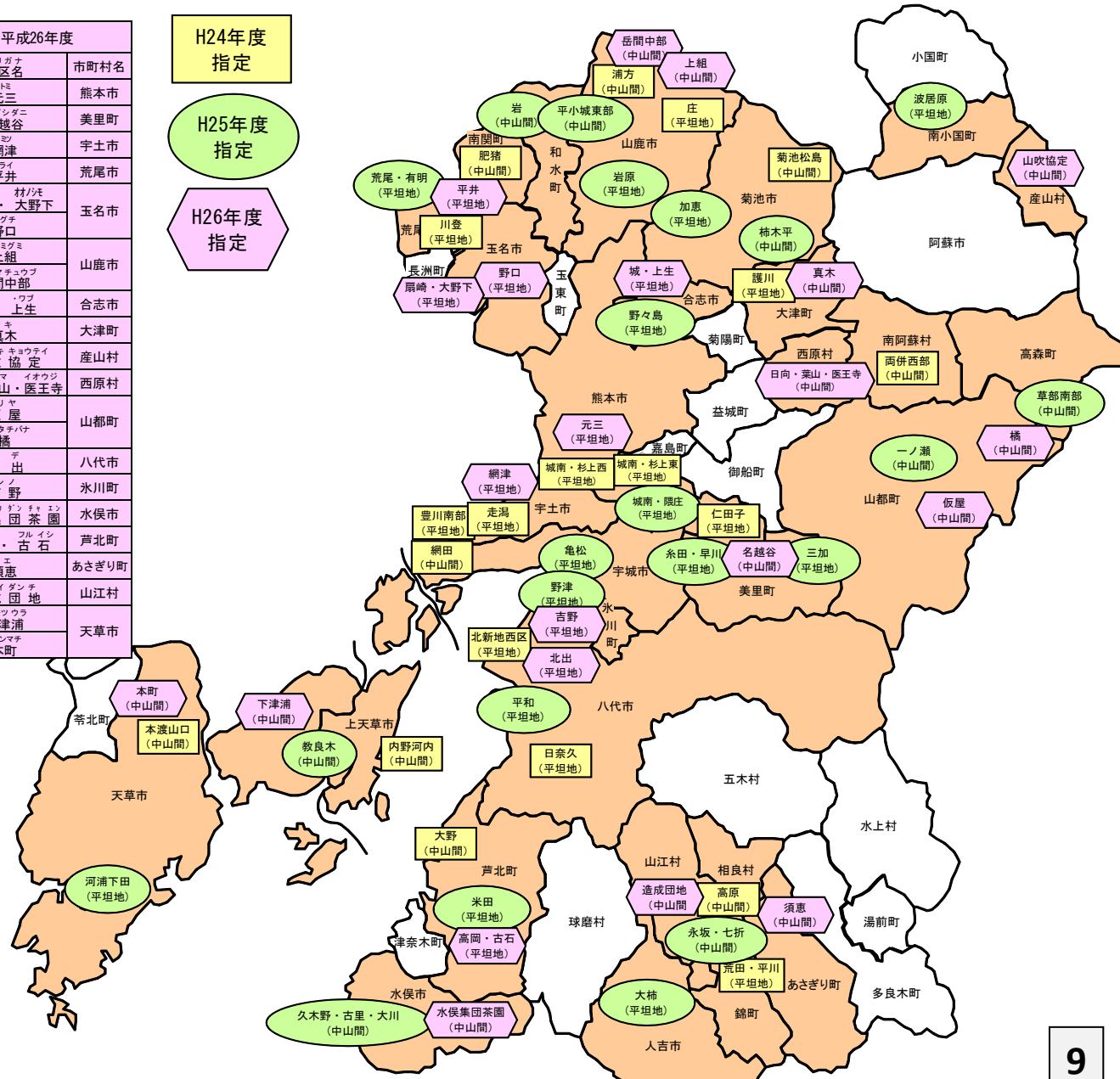
平成26年度	
フリガナ 地区名	市町村名
1 フリガナ	熊本市
2 ナゴシダニ	美里町
3 アミノ	宇土市
4 ヒライ	荒尾市
5 ナギサキ	玉名市
6 ノグチ	山鹿市
7 カミヨモ	山鹿市
8 タケマキウフ	合志市
9 ジョウウ	合志市
10 マキ	大津町
11 ヤマ ブキ キョウテイ	産山村
12 ヒムキ	西原村
13 カリヤ	山都町
14 タチバナ	山都町
15 キタ	八代市
16 ヨシノ	氷川町
17 ミナ マシ	水俣市
18 タカオカ	芦北町
19 スエ	あさぎり町
20 ソウ	山江村
21 シモツクラ	天草市
22 ホンマチ	天草市

H24年度
指定

H25年度
指定

H26年度
指定

※合計 64地区 (30市町村)



(2) 県独自の交付金の創設

市町村

「人・農地プラン」の策定・見直し

※担い手の明確化
※農地集積計画づくり

集落等の話し合い組織

重点地区

●広く、集落内の農家、お年寄、女性等が参加

農地の
[出し手]

高齢農家
規模縮小農家等

農業委員会があっせん

借入等

機構
JA

貸出等

農地の
[受け手]

規模拡大農家等

組織へ
支援

※公社:農地集積専門員 14名
※JA:面的集積専従者 13名
※県:地域連携推進員 11名

個人へ

国

経営転換協力金

耕作者集積協力金

地域へ

国

地域集積協力金

組織へ交付し
話し合いの動機付け

県

集落活動等支援交付金

- 集落等の話し合い組織の活動費助成30万円/地区
- 「農地集積専門員」による農地利用調整活動

合意形成交付金

- 合意形成に基づく「計画」を作成した時
5千円/10a (上限200万円)

農地集積交付金

- 新たに農地の売買・貸借・作業受委託ができた時
2万円/10a (上限400万円)
- 地域営農組織を新設した時
1万5千円/10a (上限600万円)

※交付金の用途は組織が決定

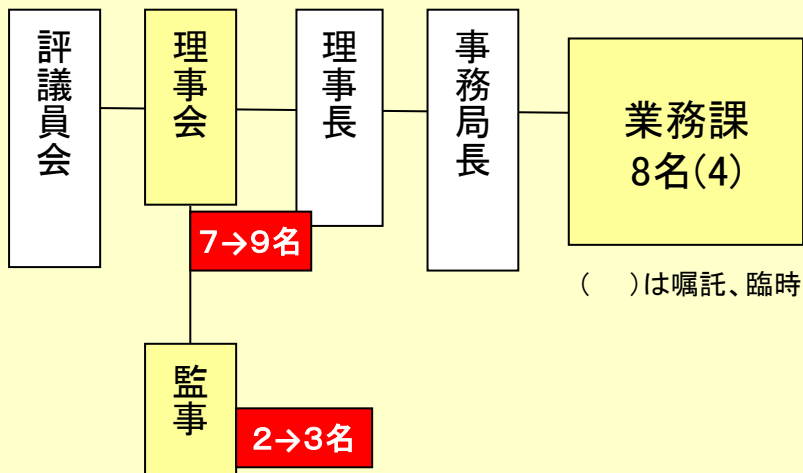
4 農地中間管理機構を活用した動き

～農地中間管理事業を追い風として～

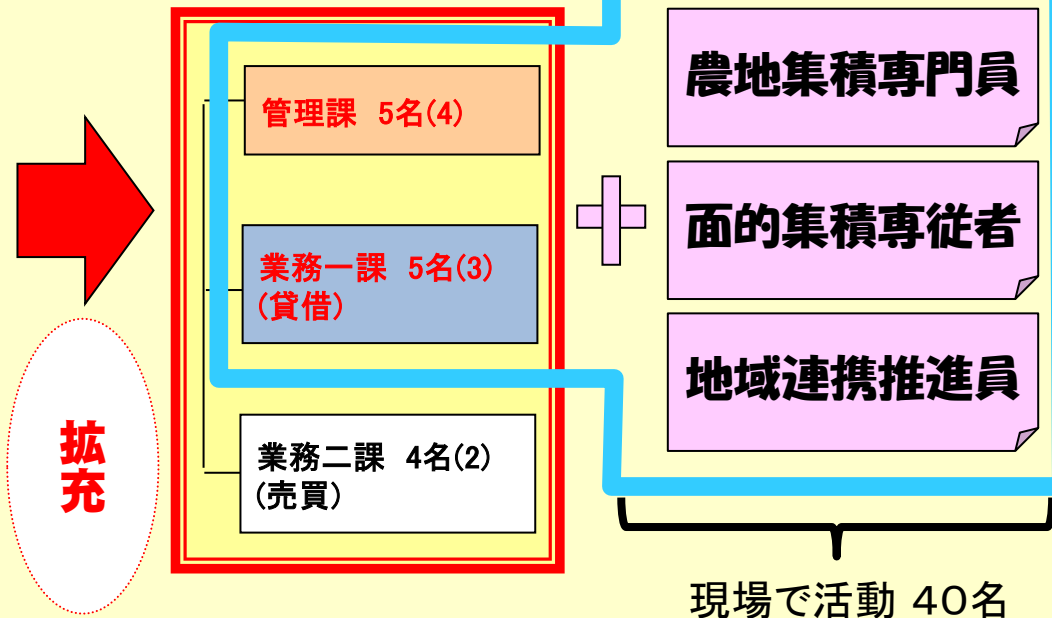
農地中間管理機構の推進体制

50名体制
で集積推進

1 役員体制の強化



2 貸借部門・管理部門の課を新設



3 関係機関に期待する役割(業務の一部を委託)

市町村

- 農地利用集積計画(出し手→機構)の作成・公告
- 農地利用配分計画案(機構→受け手)の作成、機構への提出
- 機構の制度や借受希望者募集等の情報周知等

J A

- 地域の実情に精通した職員による出し手・受け手の掘り起こしやマッチング活動等
- 貸借に係る農家との交渉等

農業委員会

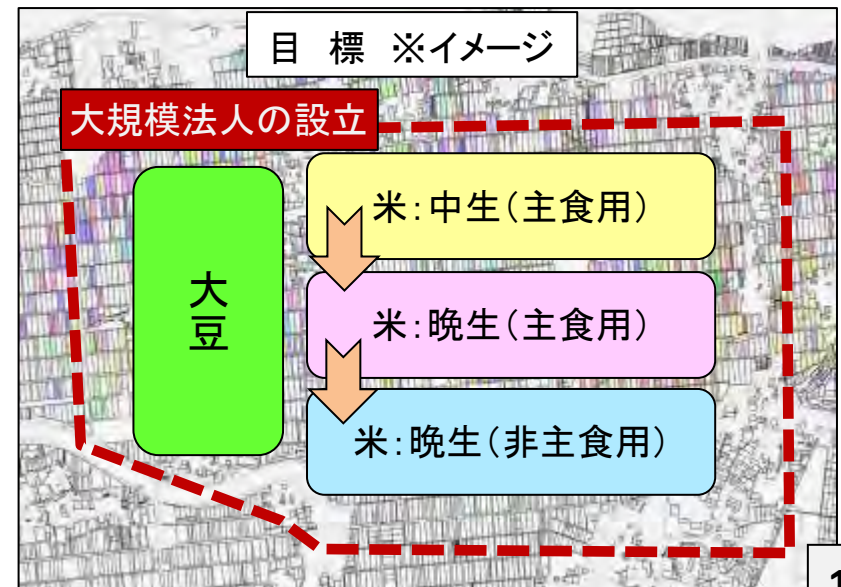
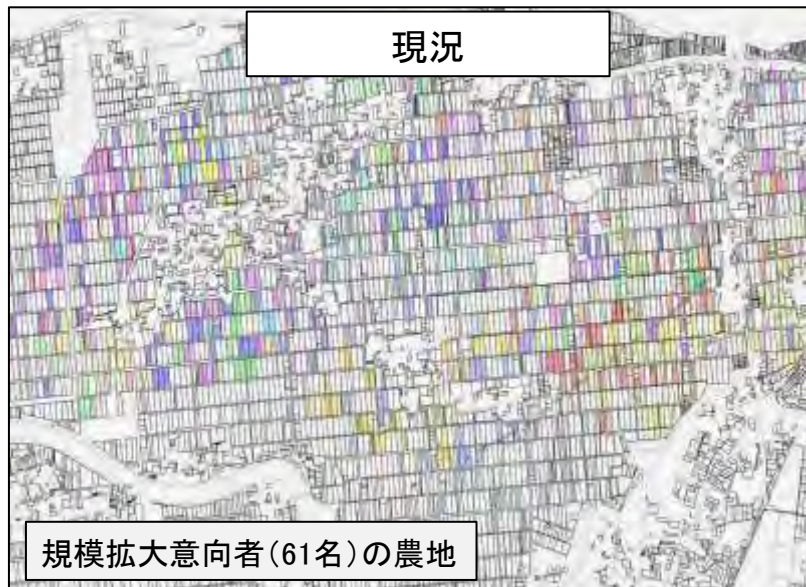
- 農地に関する情報提供
- 農地情報を活かした出し手・受け手の掘り起こしやマッチング活動等
- 貸借に係る農家との交渉等

農地中間管理機構を活用した地域の動き ①

～ 大規模な法人設立と効率的な生産体系(大豆のブロックローテーション)の検討 ～

A地区(県中部 a市)

- 経営面積200haを超える農業生産法人を本年11月に設立予定。
農地中間管理機構を活用し、新法人や個別担い手への面的集積に取り組む。
- 当該農業生産法人の効率的な経営展開のため、主食米と飼料用米の組み合わせによる作期分散や団地化、ブロックローテーション等により米、麦、大豆の低コスト生産の実現を目指す。



農地中間管理機構を活用した地域の動き ②

～基盤整備事業と農地中間管理機構(一括借り上げ・再配分)による一体的な取り組み～

B地区(県北部 b市)

連携

◆ 経営体育成基盤整備事業(H25年～30年度)

・受益面積 35.1ha(田33.3ha、畑1.8ha)

※本年の稲刈り後に面工事着工予定

◆ 農地中間管理機構による担い手への集積

受益地内の殆どの農地を機構が借り受け、認定農業者等の担い手(8名)に面的にまとめて貸し付け予定

基盤整備事業(採択時)の集積目標(34%)を大幅に引き上げ(73%)

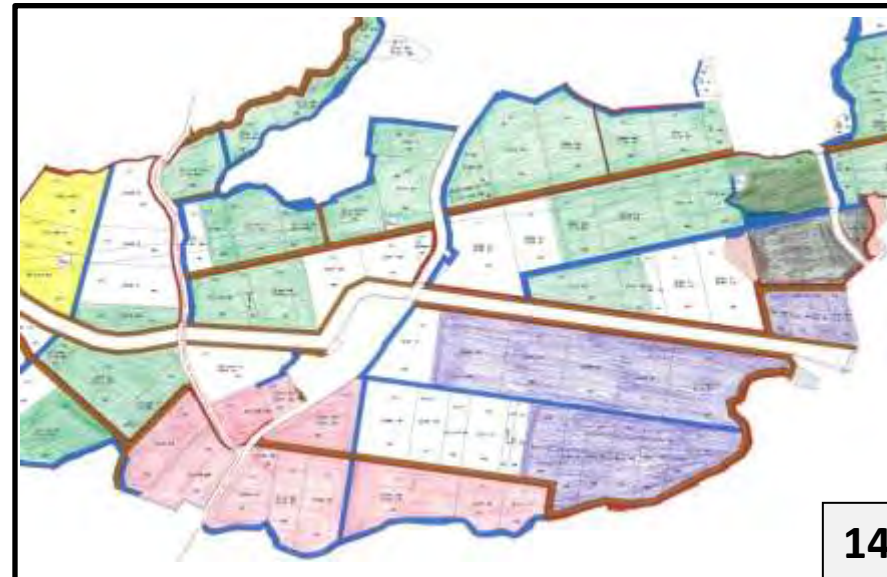
基盤整備(集積)前

※現況



基盤整備(集積)後

※計画



農地中間管理機構を活用した地域の動き ③

～ 参入企業との連携による取り組み ～

C地区(県東部 c市)

- JR九州グループが高齢化の進む果樹農家の経営を引き継ぎ
平成25年度:2.5ha → 5年後(H29年度)10haへ
- 農業参入から観光開発までを視野に入れた事業展開に期待
「A列車でいこう」とのコラボ、果汁を使ったカクテル、観光農園への展開



経営を引き継ぐ柑橘園



ネーブル、デコポン等の
柑橘類を栽培

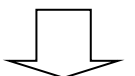
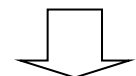
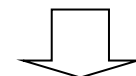
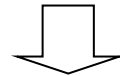
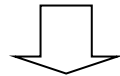
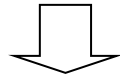


農業参入協定調印式
(H25. 3)

企業参入の実績・成果

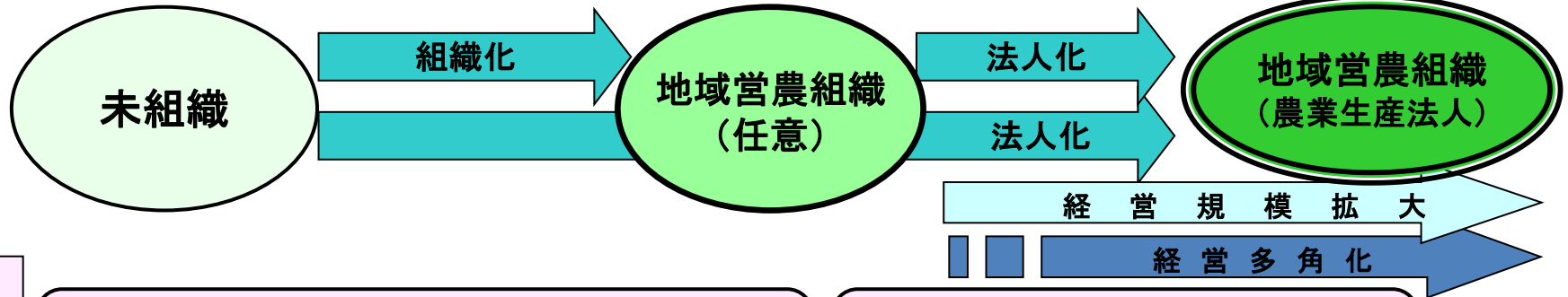
H21年度以降の5ヶ年累計で98件の参入、営農面積256.1ha、(うち耕作放棄地は33%にあたる85.7ha)、作業受託面積273.5ha、常用雇用340人、常用以外の雇用248人を創出

	年度	参入件数 (うち県外)	規 模(ha)		①のうち 耕作放棄地 (ha)	雇用者数(人)	
			営 農 ①	作業受委託		常 用	常用以外
参 入 時	平成21年度	11(3)	39.8	61.0	16.6	41	70
	平成22年度	19(4)	50.2	0.0	19.3	63	52
	平成23年度	20(4)	55.7	0.0	17.5	64	49
	平成24年度	21(3)	35.7	0.0	2.9	47	35
	平成25年度	27(5)	35.9	0.0	4.9	94	27
	合計	98(19)	217.3	61.0	61.2	306.0	233



現 在	合 計 (見込み含む)	98(19)	256.1	273.5	85.7	340	248
--------	----------------	---------------	--------------	--------------	-------------	------------	------------

地域営農組織(法人化)の支援



人材育成

「リーダー育成セミナー」による新たな組織づくりや法人化を行うリーダーの育成

「地域営農組織リーダー研修会」による既存組織の法人化等の推進

県内の法人組織経営者等をアドバイザーとして派遣

ソフト支援

話し合い活動費等への助成
組織を新規設立し農地集積した時の交付金
(農地集積重点地区)

・法人化研修費等への助成
・経営強化の支援

組織化・法人化に伴う費用支援・法人設立初期の経費支援

話し合い活動費等への助成

農地の出し手に対する支援

ハード支援

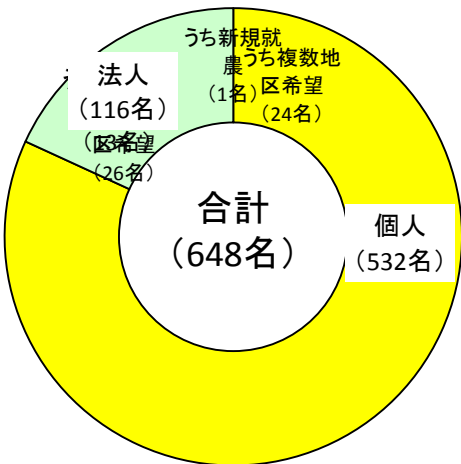
規模拡大や新技術導入に必要な共同利用機械導入費への助成

人・農地プランの中心経営体の設備投資費の助成

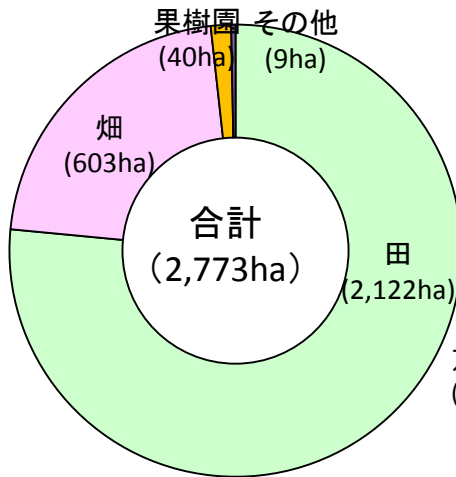
農地中間管理機構(農業公社)が実施した借受け希望者の応募状況

①5月と9月募集分の借受け希望者(受け手)等の応募結果の合計

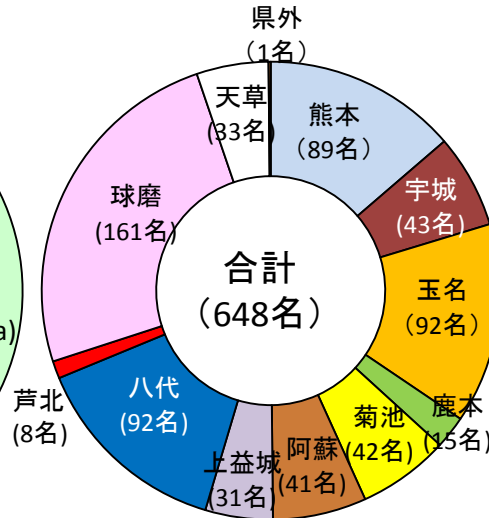
借受け希望者の内訳



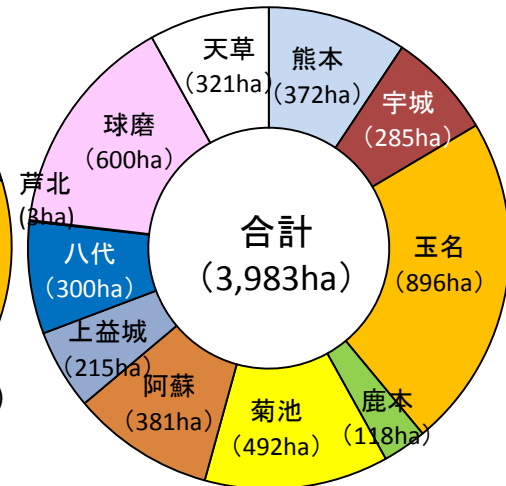
借受けを希望する農用地の種類



借受け希望者の所在地の内訳



借受け希望のあった公募地区毎の延べ面積



②参入企業及び農業法人の借受け応募状況

○参入企業: 10社

(株)JR九州ファーム、五木食品(株)、(株)果実堂、(株)肥後相良ファーム 等

○農業法人: 106社

(有)木之内農園、(有)コウヤマ、セブンフーズ(株)、(有)松本農園
ネットワーク大津(株)、農事組合法人「庄の夢」 等

農地中間管理事業を進める上での課題

(1) 出し手と借り手の適正なマッチング

- 借受希望者の要望に沿うよう、今後、出し手の農地の掘り起こし、借り手とのマッチング等について、着実かつ適正に進める必要がある。
- 賃借料の物納希望、不在地主、相続未登記の農地等への対応

(2) 制度の周知

- 市町村、JA関係者については、これまで説明会を重ねてきており、概ね理解を得ているが、農家までは十分に周知できていない。
- 引き続き、市町村、農業団体において制度の周知をお願いするとともに、農業者組織等の研修会での説明、マスメディアを活用した広報を行うなど、制度の周知に努める。

(3) 条件整備の検討

- 基盤整備への参加、簡易な基盤整備、耕作放棄地の復旧等の条件整備について、ニーズの把握、実施可能性、実施方法等について、引き続き検討する。

(4) 事務処理の適正化

- 今後、農地の賃借の進展に伴い、賃料の徴収・支払いを含め膨大なデータを管理することになり、省力化が課題。このため独自にデータ管理システム作成中。(2月稼働予定)